

令和 3 年度 愛媛県立図書館雑誌スポンサー募集要項

1 趣旨

この要項は、愛媛県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領（以下「実施要領」という。）の規定に基づき、雑誌スポンサーの募集に関し、必要な事項を定めるものです。

2 雑誌スポンサー制度の内容及び広告の掲載位置

雑誌スポンサーに雑誌の購入代金を負担していただき、購入した雑誌を愛媛県立図書館（以下「図書館」という。）の雑誌コーナーに配架します。当該雑誌の最新号カバーには、表面に雑誌スポンサー名、裏面には広告を掲載することができます。

なお、雑誌の調達は図書館が行い、図書館へ納入された雑誌は図書館の所有とします。

3 対象とする雑誌

別紙『「雑誌スポンサー制度」対象雑誌リスト』から選定していただきます。

4 雑誌スポンサー及び広告の対象

雑誌スポンサー及び広告の対象は、実施要領第 6 条及び愛媛県広告事業実施要綱第 3 条によるものとします。

5 広告掲載期間

広告の掲載期間は、原則として愛媛県立図書館長（以下「館長」という。）が掲載を決定した月の翌年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までです。ただし、雑誌スポンサーが引き続き次年度において、広告の掲載の継続を希望する場合は、期間満了の 2 月前までに、愛媛県立図書館雑誌スポンサー制度（継続）申込書（様式第 1 号）を提出してください。

6 広告の規格、表示方法

（1）提供雑誌の最新号カバー表面へ掲載する雑誌スポンサー名の表示ラベルの規格は、次のとおりとし、この表示ラベルは図書館が作成します。

- ア 表示ラベルのサイズ 縦 4 c m、横 13 c m 以内
- イ 表示ラベルの色 地色は白色、文字は黒色
- ウ 貼付位置 最新号カバー底辺より 4 c m 以上上部の中央

（2）最新号カバーの裏面へ掲載する広告は雑誌スポンサーが作成します。なお、広告のサイズは最新号カバーに収まるよう作成してください。（片面、カラー可）

（3）広告を掲載する雑誌は契約期間内の発売雑誌とし、広告の内容は随時、愛媛県立図書館雑誌スポンサー広告審査会（以下「審査会」という。）による内容審査を経て変更することができます。

ただし、広告掲載の開始は、雑誌代金の支払い確認後とします。

（4）雑誌の配架位置は館長が指定します。

7 募集要項等の配布期間及び配布場所

（1）配布期間

令和 2 年 12 月 1 日（火）から令和 2 年 12 月 20 日（日）までの午前 9 時 40 分から午後 6 時までとし、月曜日を除きます。

(2) 配布場所

松山市堀之内 愛媛県立図書館

なお、募集要項等は愛媛県立図書館ホームページからも入手できます。

アドレス：<https://www.ehimetosyokan.jp>

8 申込み

(1) 申込みの期限は、令和2年12月20日(日)午後6時まで(必着)です。

(2) 愛媛県立図書館雑誌スポンサー制度申込書(様式第1号)に必要事項を記入、押印の上、次の書類を添付して図書館に直接持参又は郵送してください。

〔前年度に引き続き継続申請のとき〕

ア 雑誌スポンサー制度(継続)申込書(様式第1号)

イ 広告図案(片面カラー可)

ウ 会社概要等(前年度と変更がある場合のみ必要(別紙1))

エ 役員名簿(前年度と変更がある場合のみ必要(別紙2))

〔新規申請のとき〕

ア 雑誌スポンサー制度(新規)申込書(様式第1号)

イ 広告図案(片面カラー可)

ウ 会社概要等(別紙1)

エ 役員名簿(別紙2)

〔提出先〕

〒790-0007 松山市堀之内

愛媛県立図書館 図書整理グループ

電話：089-941-1441(代表) FAX：089-941-1454

(3) 同一の雑誌について申込みが重複した場合は先着順(郵送の場合は図書館が受理した日)とします。同日中に複数の申込みがあったときは、抽選により選定します。

9 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査

(1) 雑誌スポンサーの申込みがあった場合は、審査会において申込みの内容を審査の上、雑誌スポンサーを選定します。

(2) 雑誌スポンサーに決定した場合は、愛媛県立図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第2号)により通知します。なお、雑誌スポンサーに選定されなかった場合には、個別にお知らせします。

(3) 前号の規定により決定を受けた雑誌スポンサーが広告の内容を変更する場合は、8(2)の手続を準用します。

10 契約

雑誌スポンサーに決定した場合は、覚書(様式第3号)を締結します。

11 購入代金の支払方法

(1) 雑誌スポンサーに提供していただく雑誌の購入代金については、図書館が指定する納入業者に直接お支払いいただきます。

(2) 支払は一括前払とします。その後の価格変動による追加徴収、返金はいたしません。ただし、消費税率が変動した場合は差額を徴収することがあります。

(3) 振込手数料等支払いに必要な費用は、雑誌スポンサーの負担とします。

(4) 雑誌スポンサーに提供していただく雑誌が休刊した場合は、差額分を返金します。ただし、出版社の事情等により返金が困難な場合には、雑誌スポンサー、納入業者及び館長の三者で取扱いを協議するものとします。

12 その他

- (1) 応募者は、この「募集要項」及び「愛媛県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領」・「愛媛県広告事業実施要綱」・「愛媛県広告事業の実施に関する表示基準」・「愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱」・「覚書」等を熟読し、遵守してください。
- (2) 本件に要する費用は応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類等は返却しません。
- (4) 雑誌スポンサー制度に協力していただいている雑誌スポンサーの名称を、原則として、愛媛県立図書館ホームページ及び図書館内にて掲示させていただきます。

13 問合せ先

〒790-0007 松山市堀之内

愛媛県立図書館 図書整理グループ

電話：089-941-1441（代表） FAX：089-941-1454